

令和2年第4回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

2 紀総務発第 2 4 1 0 0 1 号
令和 2 年 1 1 月 2 7 日

紀の川市議会議長 村 垣 正 造 様

紀の川市長 中 村 愼 司

議案の送付について

令和 2 年第 4 回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

議案第 1 4 5 号 教育委員会委員の任命について

議案第 1 4 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 1 4 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 1 4 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 1 4 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 1 5 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 1 5 1 号 飯盛財産区管理委員の選任について

議案第 1 5 2 号 紀の川市債権管理条例の制定について

議案第 1 5 3 号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 5 4 号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

議案第 1 5 5 号 紀の川市農林業共同利用施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 1 5 6 号 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の一部改正について

議案第 1 5 7 号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 5 8 号 令和 2 年度紀の川市一般会計補正予算（第 8 号）について

議案第 1 5 9 号 令和 2 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 6 0 号 令和 2 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 1 6 1 号 令和 2 年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 6 2 号 指定管理者の指定について

議案第 1 6 3 号 指定管理者の指定について

議案第 1 6 4 号 字の区域の変更について

議案第 1 6 5 号 紀の川市道路線の廃止について

議案第 1 6 6 号 紀の川市道路線の認定について

議案第 1 6 7 号 紀の川市道路線の認定について

議案第 145 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月 1058 番地 3

氏 名 にし ひら てつ や
面 平 哲 也

昭和 46 年 12 月 1 日生

令和 2 年 11 月 27 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

面平哲也君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第146号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市打田347番地

氏 名 うた 歌 ひで 英 き 樹

昭和28年4月10日生

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

歌英樹君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第 1 4 7 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市荒見 7 4 1 番地 3

氏 名 うえ 植 の 野 たかし 隆

昭和 3 0 年 1 1 月 2 9 日生

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

植野隆君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第148号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市江川中364番地

氏 名 にし おか やす ひろ
西 岡 安 廣

昭和24年1月2日生

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

西岡安廣君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第149号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町黒川273番地

氏 名 おお うえ まさ あき
大 上 正 明

昭和17年10月16日生

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

大上正明君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第150号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町丸栖629番地28

氏 名 うえ やま かず ひこ
上 山 和 彦

昭和31年7月10日生

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

上山和彦君を紀の川市固定資産評価審査委員会委員に選任するため。

議案第 151 号

飯盛財産区管理委員の選任について

下記の者を飯盛財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手市場 1507 番地 1

氏 名 なか 中 おか 岡 ひろし 弘

昭和 21 年 5 月 31 日生

令和 2 年 11 月 27 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

飯盛財産区管理委員に欠員が生じたことに伴い、中岡弘君を飯盛財産区管理委員に選任するため。

議案第 152 号

紀の川市債権管理条例の制定について

紀の川市債権管理条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

債権の統一した管理に関し、必要な事項を定めるため。

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平性の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 公債権 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る市の債権（市税を除く。）のうち、当該債権の時効の消滅について時効の援用を要しないものをいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち強制徴収公債権以外のものをいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外のものをいう。
- (7) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令又は条例若しくは規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令等で定めるところに従い、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）を整備するものとする。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上、市長が特に必要がないと認める市の債権については、この限りでない。

(督促)

第6条 市長は、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第7条 公債権について前条の規定による督促を受けた者が、履行期限後にその納付額を納付する場合においては、当該納付金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の規定により延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(情報の共有)

第8条 市長は、市税及び強制徴収公債権について、履行期限までに履行されないときは、地方税法及び地方自治法第231条の3第3項その他法令の規定による滞納処分の執行のため、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、次に掲げる当該債務者に関し市が保有する情報を相互に利用することができる。

(1) 債務者その他の市に対する納付の義務を負う者（以下この項において「債務者等」という。）の住所又は居所その他の債務者等を特定するために必要な情報

(2) 債務者等の電話番号その他連絡に必要な情報

(3) 債務者等の就業状況又は事業内容に関する情報

(4) 債務者等の収入、資産その他の財産に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、強制徴収公債権の賦課及び徴収に関し、市が保有する情報

2 市長は、非強制徴収債権について、第14条から第16条までに規定する措置を行おうとするときは、その措置に係る債務者の当該非強制徴収債権以外の市の債権に係る前項各号の情報を同一の実施機関（紀の川市個人情報の保護に関する条例（平成27年紀の川市条例第32号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

3 市長は、前2項の規定により利用し、又は収集した情報を当該債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により利用し、又は収集した情報を当該債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(延滞金及び損害賠償金の免除)

第9条 市長は、市の債権（市税を除く。）について第6条に規定する督促を受けた者が履行期限までに履行しなかったことにやむを得ない事由があると認めるときは、第7条に規定する延滞金又は私債権の履行の遅延に係る損害賠償金を免除することができる。

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第14条の規定により徴収停止の措置をとる場合、第15条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第11条 市長は、非強制徴収債権について、訴訟手続等（地方自治法第96条第1項第12号に規定する訴えの提起、和解及び調停をいう。）により履行を請求する場合、市長の専決処分事項の指定について（平成18年3月28日議決）により処理することができる。

- 2 市長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第12条 市長は、非強制徴収債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1項各号のいずれかに該当するとき、その他特に支障があると認めるときは、この限りでない。

(債権の申出等)

第13条 市長は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の

要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第14条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- （1）法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- （2）債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、その他これに類するとき。
- （3）債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第15条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- （1）債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- （2）債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- （3）債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- （4）損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- （5）貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処

分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（債権の放棄）

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等（以下これらを「当該債権等」という。）の全部又は一部を放棄することができる。

- （1）破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権等につきその責任を免れたとき。
- （2）債務者が死亡し、その債務について相続人が限定承認をした場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価値が強制執行した場合の費用並びに当該債権等に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- （3）債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過しても履行の見込みがないと認められるとき。
- （4）第10条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権等について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。
- （5）私債権の消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき。
- （6）第14条第1号に該当する場合において、当該債権等につき、同条に規定する徴収停止の措置をとったとき。
- （7）第14条第2号及び第3号に該当する場合において、同条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権等について、当該措置をとった日から相当の期間を経過しても、なお履行の見込みがないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により当該債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止）

- 2 紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年紀の川市条例第60号）は、廃止する。

（紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（南北志野財産区諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止）

- 4 南北志野財産区諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年紀の川市条例第223号）は、廃止する。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（紀の川市税条例の一部改正）

- 6 紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(督促手数料) 第21条 徴税吏員は、督促状を發した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。<u>ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>	(督促) 第21条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は納期限後30日以内に督促状を發しなければならない。

(紀の川市税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の日の前日までに、改正前の紀の川市税条例第21条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(紀の川市介護保険条例の一部改正)

- 8 紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(督促) 第10条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（次条において「保険料の納付義務者」という。）が納期限を過ぎて保険料を完納しないときは、<u>納期限後20日以内に督促状を発しなければならぬ</u>。 2 前項の督促状により納入させるべき期限は、<u>督促状を発する日から起算して10日を経過した日とする。</u> 3 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</u> 4 市長は、必要があると認めるときは、<u>督促手数料を免除することができ</u>る。	(督促) 第10条 <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（次条において「保険料の納付義務者」という。）が納期限を過ぎて保険料を完納しないときに對する督促については、紀の川市債権管理条例（令和 年紀の川市条例第 号）第6条の規定を準用する。</u>

(紀の川市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の日の前日までに、改正前の紀の川市介護保険条例第10条第3項及び第4項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正)

- 10 紀の川市道路占用料徴収条例（平成17年紀の川市条例第179号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(督促手数料及び延滞金の徴収) 第5条 指定期日までに占用料が納入されない場合は、法第73条第1項の規定により、督促状を発するものとする。 2 占用料の督促に係る手数料及び延滞金は、紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年紀の川市条例第60号)の定めるところによる。	(督促及び延滞金) 第5条 法第73条第1項の規定による督促については、紀の川市債権管理条例(令和 年紀の川市条例第 号)第6条の規定を準用する。 2 占用料の延滞金は、紀の川市債権管理条例第7条及び附則第5項の規定を準用する。この場合において、「年14. 6パーセント」とあるのは「年14. 5パーセント」と、「年7. 3パーセント」とあるのは「年7. 25パーセント」と読み替えるものとする。

(紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 この条例の施行の日の前日までに、改正前の紀の川市道路占用料徴収条例第5条第2項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正)

- 1 2 紀の川市工業用水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第189号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(新設) (料金の減免) 第4条 略 (費用の徴収) 第5条 略 (給水施設の設置) 第6条 略 (手数料) 第7条 略 (給水の制限等) 第8条 略 (給水の停止) 第9条 略 (権利義務承継の制限) 第10条 略 (委任) 第11条 略 (過料)	(料金の徴収及び督促) 第4条 前条の料金の徴収については、紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）第35条の規定を準用する。 2 前条の料金を納期限までに納付しない者に対する督促については、紀の川市河北河南水道事業給水条例第35条の2の規定を準用する。 (料金の減免) 第5条 略 (費用の徴収) 第6条 略 (給水施設の設置) 第7条 略 (手数料) 第8条 略 (給水の制限等) 第9条 略 (給水の停止) 第10条 略 (権利義務承継の制限) 第11条 略 (委任) 第12条 略 (過料)

改正前	改正後
第12条 略	第13条 略

(紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正)

- 13 紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(料金の徴収方法) 第35条 略 (新設)	(料金の徴収方法) 第35条 略 (督促) 第35条の2 市長は、前条により徴収する料金を納期限までに納付しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(池田財産区使用料徴収条例の一部改正)

- 1 4 池田財産区使用料徴収条例（平成 1 7 年紀の川市条例第 2 1 2 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 後	改 正 前
	(徴収方法) 第6条 貸与料及び区費は、<u>紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）に準じて徴収する。</u>

(南北志野財産区使用料徴収条例の一部改正)

- 15 南北志野財産区使用料徴収条例（平成17年紀の川市条例第213号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(督促及び督促手数料) 第3条 貸借料を納期限内に納入しない者に対する督促及び督促手数料並びに延滞金に対しては、紀の川市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年紀の川市条例第60号）の規定を準用する。	(督促) 第3条 貸借料を納期限内に納入しない者に対する督促については、紀の川市債権管理条例（令和 年紀の川市条例第 号）第6条 の規定を準用する。

(田中財産区使用料徴収条例の一部改正)

- 16 田中財産区使用料徴収条例（平成17年紀の川市条例第220号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(徴収方法) 第8条 永小作料、採掘料及び貸与料は、<u>紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）に準じて徴収する。</u>	

(紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 17 紀の川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(保険料の督促手数料) <u>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。</u>	<u>第5条 削除</u>

(紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 18 この条例の施行の日の前日までに発せられた督促状に係る督促手数料については、
なお従前の例による。

議案第153号

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

令和2年10月7日の人事院勧告に基づき、令和2年11月6日に閣議決定されたこと等について、関係条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表で下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(給与からの減額) 第6条 紀の川市職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀の川市条例第37号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、次に掲げる期間を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (1) ～ (4) 略 (期末手当) 第25条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) 略	(給与からの減額) 第6条 職員が、紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀の川市条例第37号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、次に掲げる期間を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (1) ～ (4) 略 (期末手当) 第25条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) 略

改	正	前	改	正	後
3	再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3	再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	
4・5	略		4・5	略	

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(期末手当)			(期末手当)		
第25条 略			第25条 略		
2	期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2	期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) 略			(1)～(4) 略		
3	再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3	再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	
4・5	略		4・5	略	

(紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年紀の川市条例第46号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(市長等の給与)			(市長等の給与)		
第2条	略		第2条	略	
2～4	略		2～4	略	
5	前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、 <u>100分の170</u> とする。		5	前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、 <u>100分の165</u> とする。	

第4条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(市長等の給与)			(市長等の給与)		
第2条	略		第2条	略	
2～4	略		2～4	略	
5	前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、 <u>100分の165</u> とする。		5	前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、 <u>100分の167.5</u> とする。	

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正

部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(任期の特例) 第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長させることが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。 (給与の特例) 第7条 略 2～4 略 5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	(任期の特例) 第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長させることが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。 (給与の特例) 第7条 略 2～4 略 5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。

第6条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(給与の特例) 第7条 略 2～4 略 5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。	(給与の特例) 第7条 略 2～4 略 5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 154 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に
おける紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の
川市固定資産税の特別措置に関する条例（平成 20 年紀の川市条例第 40 号）の一部を
別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 58 号）の施行に伴い、条例の一部を改正す
るため。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部を
改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例（平成20年
紀の川市条例第40号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画により定められた法第4条第2項第1号の規定による促進区域である本市において、法第24条の規定による承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第1項の規定による承認地域経済牽引事業者が所有する当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。 (課税免除) 第2条 市長は、法第4条第6項の規定による同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方	(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画により定められた法第4条第2項第1号の規定による促進区域である本市において、法第25条の規定による承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第1項の規定による承認地域経済牽引事業者が所有する当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。 (課税免除) 第2条 市長は、法第4条第6項の規定による同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方

改 正 前	改 正 後
公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を新たに課されることとなった年度以降3年度分に限り、免除する。	公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を新たに課されることとなった年度以降3年度分に限り、免除する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 5 5 号

紀の川市農林業共同利用施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について

紀の川市農林業共同利用施設等の利用及び管理に関する条例（平成 1 7 年紀の川市条例第 1 3 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

北島地区農林業共同利用施設の管理組合の解散等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市農林業共同利用施設等の利用及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市農林業共同利用施設等の利用及び管理に関する条例（平成 17 年紀の川市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																		
(名称及び位置) 第 2 条 農林業共同利用施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第 2 条 農林業共同利用施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>北島地区農林業共同利用施設</td><td>紀の川市桃山町市場 635 番地 4</td></tr><tr><td>調月北部地区農林業共同利用施設</td><td>略</td></tr><tr><td>那賀地区農機具共同利用施設</td><td>略</td></tr><tr><td>王子地区農機具共同利用施設</td><td>紀の川市王子前垣内 19 番地 1</td></tr></table>	名称	位置	北島地区農林業共同利用施設	紀の川市桃山町市場 635 番地 4	調月北部地区農林業共同利用施設	略	那賀地区農機具共同利用施設	略	王子地区農機具共同利用施設	紀の川市王子前垣内 19 番地 1	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>調月北部地区農林業共同利用施設</td><td>略</td></tr><tr><td>那賀地区農機具共同利用施設</td><td>略</td></tr><tr><td>王子地区農機具共同利用施設</td><td>紀の川市王子 19 番地 1</td></tr></table>	名称	位置	調月北部地区農林業共同利用施設	略	那賀地区農機具共同利用施設	略	王子地区農機具共同利用施設	紀の川市王子 19 番地 1
名称	位置																		
北島地区農林業共同利用施設	紀の川市桃山町市場 635 番地 4																		
調月北部地区農林業共同利用施設	略																		
那賀地区農機具共同利用施設	略																		
王子地区農機具共同利用施設	紀の川市王子前垣内 19 番地 1																		
名称	位置																		
調月北部地区農林業共同利用施設	略																		
那賀地区農機具共同利用施設	略																		
王子地区農機具共同利用施設	紀の川市王子 19 番地 1																		

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 156 号

紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の一部改正について

紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例（平成 31 年紀の川市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

周辺地域への環境対策、防災対策又は景観保全対策を促すことを目的に、宿泊施設を新築する事業者に対する奨励措置の追加について、所要の改正を行うため。

紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例（平成31年紀の川市条例第4号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(指定事業者の要件) 第4条 前条の指定を受けようとする宿泊施設事業者は、次に掲げる要件及び規則で定める要件を全て満たさなければならない。 (1) ～ (3) 略 (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。 (5) 略 (奨励金の返還) 第10条 市長は、前項の規定による指定事業者の指定等の取消しを行ったときは、当該指定事業者に対し奨励金の全部又は一部を返還させることができる。	(指定事業者の要件) 第4条 前条の指定を受けようとする宿泊施設事業者は、次に掲げる要件及び規則で定める要件を全て満たさなければならない。 (1) ～ (3) 略 (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。 (5) 略 (奨励金の返還) 第10条 市長は、前条の規定による指定事業者の指定等の取消しを行ったときは、当該指定事業者に対し奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

改 正 前			改 正 後		
2 略			2 略		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
奨励金の種類	奨励措置要件	奨励金の額	交付対象期間等		
略	略	略	略	略	
地域資源活用 奨励金	略	略	略	略	
地域環境保全 対策奨励金	宿泊施設建築奨励 金の奨励措置要件 を満たし、かつ、 周辺環境対策、周 辺防災対策又は周 辺景観保全対策を 講じること。	左欄の対策の ための施設及 び設備に要し た費用（上限 額は3,000 万円）	新築したとき。		

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 157 号

紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）が令和3年1月1日から施行されること及び紀の川市債権管理条例の制定等に伴い、関係条例の一部を改正するため。

紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 紀の川市農業集落排水処理施設条例（平成17年紀の川市条例第158号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(使用料) 第12条 略 2 当該月の使用料は、翌々月の24日までに納付しなければなら ない。 3～5 略	(使用料) 第12条 略 2 使用料の納期限は、規則で定める。 3～5 略

(紀の川市公共下水道条例の一部改正)

第2条 紀の川市公共下水道条例（平成20年紀の川市条例第30号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(使用料の徴収及び納期限) 第18条 略 2 略 3 使用料の納期限は、紀の川市河北河南水道事業給水条例施行規 程（平成17年紀の川市企業管理規程第7号）第26条の規定に	(使用料の徴収及び納期限) 第18条 略 2 略 3 使用料の納期限は、規則で定める

改	正	前	改	正	後
よるものとする。 4 略 (使用料等の督促) 第31条 市長は、法及びこの条例の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、<u> </u>督促状を発しなければならない。 2 <u>督促状に指定すべき納付の期限は、その発布の日から10日を経過した日とする。</u> 3 <u>督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しない。</u>					
_____。 4 略 (使用料等の督促) 第31条 市長は、法及びこの条例の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、<u>期限を指定して督促状を</u>発しなければならない。					

(紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成20年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(受益者等の認定) 第5条 市長は、受益者が正当な理由がないのに前条の申告を期限まで行わない<u>場合又は申告の内容が事実と異なる</u>と認めた場合は、申告によらないで、受益者及び地積等を認定することができる。 (督促)					
(受益者等の認定) 第5条 市長は、受益者が正当な理由がないのに前条の申告を期限まで行わない <u>場合又は申告の内容が事実と異なる</u>と認めた場合は、申告によらないで、受益者及び地積等を認定することができる。 (督促)					

改 正 前	改 正 後
第12条 市長は、第7条第2項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、<u>納付期限後20日以内に督促状を発しななければならない</u>。 2 <u>督促状に指定すべき期限は、その発した日から10日以内とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。</u> 3 <u>督促手数料については、紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号）第21条の規定を準用する。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。</u>	第12条 市長は、第7条第2項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、<u>法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u>
(延滞金) 第13条 略 (新設)	(延滞金) 第13条 略 2 <u>前項に規定する年当たりの割合は、じゅん閏年の日を含む期間について、365日当たりの割合とする。</u>
(新設)	3 <u>第1項の規定により延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。</u>
(新設)	4 <u>延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u>
附 則 1 略	附 則 1 略

改 正 前	改 正 後
(延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第13条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。	(延滞金の割合の特例) 2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。
(紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の一部改正) 第4条 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例（平成31年紀の川市条例第14号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和元年10月1日 から施行する。

改 正 前	改 正 後
(紀の川市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置) 2 改正後の紀の川市農業集落排水処理施設条例第14条第1項及び別表第2の規定は、平成31年11月分の使用料から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。 (紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置) 3 改正後の紀の川市工業用水道事業給水条例第3条の規定は、平成31年10月使用分の料金から適用し、同年9月分までの料金については、なお従前の例による。 4 略 5 改正後の紀の川市河北河南通事業給水条例第30条及び別表第2の規定は、平成31年11月使用分の料金から適用し、同年10月使用分までの料金については、なお従前の例による。 (紀の川市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置) 6 改正後の紀の川市公共下水道条例第19条第1項の規定は、平成31年11月分の使用料から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。	(紀の川市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置) 2 改正後の紀の川市農業集落排水処理施設条例第14条第1項及び別表第2の規定は、令和元年11月分の使用料から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。 (紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置) 3 改正後の紀の川市工業用水道事業給水条例第3条の規定は、令和元年10月使用分の料金から適用し、同年9月分までの料金については、なお従前の例による。 4 略 5 改正後の紀の川市河北河南通事業給水条例第30条及び別表第2の規定は、令和元年11月使用分の料金から適用し、同年10月使用分までの料金については、なお従前の例による。 (紀の川市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置) 6 改正後の紀の川市公共下水道条例第19条第1項の規定は、令和元年11月分の使用料から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。
(紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正) 第5条 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年紀の川市条例第15号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	
改 正 前	改 正 後

改 正 前	改 正 後
附 則 1～6 略 (延滞金の割合の特例) 7 当分の間、前項の規定による改正後の紀の川市公共下水道条例第31条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に <u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> 8 略	附 則 1～6 略 (延滞金の割合の特例) 7 当分の間、前項の規定による改正後の紀の川市公共下水道条例第31条の2第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年</u> <u>における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> 8 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条中第31条の改正及び第3条中第12条の改正は、令和3年4月1日から施行する。

(紀の川市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の紀の川市公共下水道条例第31条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。
- (紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例第12条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第158号

令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第159号

令和2年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第160号

令和2年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第161号

令和2年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市青洲の里
所 在 地 紀の川市西野山473番地
2. 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名
名 称 一般財団法人青洲の里
所 在 地 紀の川市西野山473番地
代表者名 代表理事 神徳 政幸
3. 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市青洲の里の指定管理者を指定したいため。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市農村交流施設（通称 那賀ふれあい市場）
所 在 地 紀の川市切畑1273番地9
2. 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名
名 称 紀の里農業協同組合
所 在 地 紀の川市上野12番地5
代表者名 代表理事組合長 岩上 昌義
3. 指定の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市農村交流施設の指定管理者を指定したいため。

議案第164号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

土地改良事業の施行に伴い字の区域を変更したいため。

変 更 調 書

1. 紀の川市粉河字大平に編入する区域

大字	字	地 番
下丹生谷	下谷田	4 4 1 番の全部 3 9 6 番 1、4 4 2 番 3 及び 4 4 2 番 5 の一部

2. 紀の川市東野字道ノ浦に編入する区域

大字	字	地 番
東野	宮山	水路の一部
	嬉谷	4 6 0 番 1 及び 4 6 0 番 9 の一部
上記の区域に隣接介在する道路の一部		

3. 紀の川市東野字宮山に編入する区域

大字	字	地 番
東野	嬉谷	4 6 0 番 8 の一部
下丹生谷	西筋	2 0 3 番 1、2 0 3 番 2、2 0 8 番 1 及び 2 0 9 番の一部

4. 紀の川市東野字嬉谷に編入する区域

大字	字	地 番
東野	宮山	4 0 6 番 1、4 3 9 番 1、4 3 9 番 3、4 4 4 番、4 4 5 番、 4 4 9 番 2 及び 4 5 0 番 2 の一部
	陽山	4 9 3 番 1、4 9 3 番 9、4 9 4 番 1 及び 4 9 4 番 2 の全部 4 9 3 番 2、4 9 3 番 4、4 9 3 番 6、4 9 3 番 7、 4 9 3 番 1 0、4 9 3 番 1 1、4 9 5 番 2 及び 4 9 7 番 1 の一部
下丹生谷	西筋	2 1 4 番、2 1 5 番、2 2 3 番 1、2 2 4 番 1、2 2 7 番 2、 2 2 8 番、2 2 9 番、2 3 1 番 2、2 3 2 番、2 3 3 番 1、 2 3 3 番 3、2 3 3 番 6、2 3 3 番 7、2 3 3 番 8、2 4 9 番 1、 2 4 9 番 2、2 5 1 番 1、2 5 1 番 2、2 5 1 番 3、2 5 1 番 4、 2 5 1 番 5、2 5 1 番 6、2 5 1 番 7 及び 2 6 1 番 1 の全部 2 1 3 番、2 2 7 番 1、2 3 3 番 2、2 3 3 番 4、2 3 5 番、 2 5 2 番 1、2 5 2 番 2、2 6 1 番 2、2 6 1 番 3、2 6 7 番 1、 2 6 7 番 4 及び 2 6 7 番 5 の一部
	下谷田	3 5 6 番、3 5 8 番 及び 3 6 1 番 2 の一部
上記の区域に隣接介在する道路水路の一部		

5. 紀の川市東野字陽山に編入する区域

大字	字	地 番
東野	嬉谷	道路の一部

6. 紀の川市下丹生谷字西筋に編入する区域

大字	字	地 番
東野	嬉谷	4 8 5 番、4 8 6 番 1、4 8 9 番 1、4 9 0 番、4 9 1 番 1、 4 9 1 番 2 及び 4 9 2 番の一部
	宮山	4 2 5 番 2 の一部
下丹生谷	中ノ元	水路の一部
上記の区域に隣接介在する道路水路の一部		

7. 紀の川市下丹生谷字下谷田に編入する区域

大字	字	地 番
粉河	大平	3 6 3 7 番及び 3 6 3 8 番 1 の一部
東野	嬉谷	4 7 6 番、4 8 9 番 1、4 8 9 番 2、4 9 0 番、4 9 1 番 1、 4 9 1 番 2 及び 4 9 2 番の一部
	陽山	4 9 3 番 3 及び 4 9 3 番 8 の全部 4 9 3 番 2、4 9 3 番 4、4 9 3 番 6、4 9 3 番 7、 4 9 3 番 1 0 及び 4 9 3 番 1 1 の一部
	大平	6 8 7 番 1 の一部
下丹生谷	西筋	2 7 4 番 3 の全部 2 7 4 番 2 及び 2 7 5 番の一部
	中ノ元	3 2 4 番 1、3 2 4 番 2 及び 3 2 5 番 1 の一部
	上谷田	4 8 5 番 1 及び 4 8 5 番 4 の全部 4 8 5 番 3 の一部
	南岡	6 5 3 番 2、6 5 3 番 3、6 5 5 番 2 及び 6 5 6 番 1 の一部
上記の区域に隣接介在する道路水路の一部		

8. 紀の川市下丹生谷字南岡に編入する区域

大字	字	地 番
下丹生谷	中ノ元	3 2 4 番 1 及び 3 2 5 番 1 の一部
	下谷田	4 1 1 番 1、4 2 2 番 2、4 2 2 番 3、4 2 2 番 4、4 2 3 番 1、 4 2 3 番 2、4 5 0 番 2、4 5 5 番 1、4 5 5 番 2 及び 4 5 6 番 1 の一部
上記の区域に隣接介在する道路水路の一部		

地番については、令和 2 年 1 0 月 1 日現在の地番である。

議案第 165 号

紀の川市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり廃止するため、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	猪垣 2 号線	紀の川市猪垣 1 3 6 番 2 地先	
		紀の川市猪垣 1 0 8 番地先	

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

市道路線の認定により重複する紀の川市道路線を廃止するため。

議案第166号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西 2 8 7 号線	紀の川市貴志川町長原 1 8 3 番 1 6 地先	
		紀の川市貴志川町長原 1 8 3 番 1 4 地先	
2	西 2 8 8 号線	紀の川市貴志川町長原 1 8 4 番 3 地先	
		紀の川市貴志川町長原 1 8 3 番 1 0 地先	
3	打田天王団地線	紀の川市打田 1 3 9 3 番 1 1 地先	
		紀の川市打田 1 3 9 3 番 5 地先	
4	東国分宮毛団地線	紀の川市東国分 4 0 番 7 地先	
		紀の川市東国分 4 0 番 1 2 地先	
5	西大井天水待団地線	紀の川市西大井 5 7 2 番 5 地先	
		紀の川市西大井 5 7 2 番 7 地先	
6	古和田上田楽団地線	紀の川市古和田 6 0 5 番 8 地先	
		紀の川市古和田 6 0 5 番 1 地先	
7	西 2 8 9 号線	紀の川市貴志川町長原 1 8 4 0 番 5 地先	
		紀の川市貴志川町長原 1 8 4 0 番 6 地先	
8	東国分梨ノ木団地線	紀の川市東国分 4 4 9 番 1 地先	
		紀の川市東国分 4 4 9 番 6 地先	

議案第167号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
9	下井阪河原端4号線	紀の川市下井阪288番1地先	
		紀の川市下井阪273番1地先	
10	猪垣10号線	紀の川市猪垣134番6地先	
		紀の川市猪垣114番地先	

令和2年11月27日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

既存道路を紀の川市道路線として認定するため。